



Center News No.45

2002.11.12

<http://www.cc.saga-u.ac.jp/>

問い合わせ：業務室(8592)

センター相談

月～金 12:15～16:15

1. 無線LAN装置の設置に係わる手続きについて
2. SINETの通信装置更新作業による学外ネットワークの停止について
3. インターネット利用による著作権侵害行為の注意について

### 1. 無線LAN装置の設置に係わる手続きについて

教育用LANが利用できる無線LAN装置を、学内各所に約60台設置しています。そのため、研究室等で無線LAN装置を設置した場合、設置場所やチャンネルの設定などにより既に設置している無線LAN装置との間で電波障害が発生し通信できなくなる恐れがあります。また、無線LANは、手軽にネットワークが利用できたいへん便利ですが、無線LAN装置の設定によっては誰でも無線LANに接続できたり、通信内容(電波)を傍受されやすいなどセキュリティ上の問題もあります。

このようなトラブルを未然に防ぐため、研究室等で無線LAN装置を設置する場合は、必ず学情センターと相談の上、「無線LAN装置設置申込書」を提出するようにお願いします。また、既に研究室等で無線LAN装置を設置している場合も、学情センターに連絡の上、「無線LAN装置設置申込書」を提出するようにお願いします。

### 2. SINETの通信装置更新作業による学外ネットワークの停止について

国立情報学研究所が運用・管理を行っていますSINETの通信装置の更新作業(作業場所は、九州大学内)のため、下記の日時で学外ネットワークが停止します。その間、学内LANも影響を受けて通信が不安定になる場合があります。

なお、この日はオープンキャンパス開催日になっておりますので、ネットワークを利用したイベントなどを計画している場合は、ご注意ください。

学外ネットワークの停止日時：11月23日(土)10:30～11:30

### 3. インターネット利用による著作権侵害行為の注意について

センター・ニュース等で何度も注意を呼びかけておりますが、ファイル交換ソフトを利用した著作権侵害行為の疑いのあるインターネット利用が後を絶ちません。

他大学の事例として、学生がファイル交換ソフトを使って著作権者に無断でファイルやデータのファイル交換を行ったとして著作権侵害行為の疑いで警察に逮捕され賠償請求を受けています。

また、このファイル交換ソフトの通信は、学内外のネットワークに負荷をかける原因にもなっており、研究・教育に係わるネットワーク利用に支障が出ています。

学情センターでは、ファイル交換ソフトの通信に制限をかけたり学内LANのトラフィック状況を定期的に監視するなどの対策に努めていますが、完全に防ぐことはできません。再度、研究室等で著作権侵害行為になるようなインターネット利用を行わないように学生等に対し指導をお願いします。